

Ⅹ 『アルコール許可使用者許可事項変更届出書』の記載方法について

注：1. この変更届出書は、以下に挙げる事項を変更する場合に必要となります。

- ①商号、名称又は氏名及び住所
- ②代表者の氏名及び住所（申請者が法人の場合）
- ③法定代理人（当該事業に対し代理権を有する者に限る）の氏名、商号又は名称及び住所（申請者が未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人の場合）
- ④③の法定代理人が法人である場合の代表者の氏名及び住所
- ⑤主たる事務所の所在地並びに使用施設等の所在地
- ⑥事業開始の予定年月日
- ⑦現に営んでいる他の事業の種類
- ⑧使用施設ごとの使用設備の能力及び構造並びに貯蔵設備の能力及び構造（用途及び使用方法の変更を伴わないもの）
- ⑨使用施設ごとの用途又は使用方法の廃止

2. 提出のタイミングは、⑤及び⑥の変更の場合には事前に、その他の変更の場合には実際に変更した後遅滞なく、主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長あて提出してください。

1. 【変更事項】

変更の内容を簡潔に記載してください。

記載例

- ①商号を変更する場合には、「商号の変更」
- ②主たる事務所の所在地を変更する場合には、「主たる事務所の所在地変更」
- ③使用設備の構造の変更（追加）をする場合には、「整理番号〇〇番の使用設備の変更（追加）」
- ④使用設備の一部を取り壊す場合には、「整理番号〇〇番の使用設備の一部撤去」
- ⑤用途又は使用方法の廃止の場合には、「用途の廃止」又は「使用方法の廃止」

2. 【使用施設の名称及び所在地】

- ①使用施設の名称及び所在地を記載することとなりますが、事業場整理番号を記載した場合には所在地の記載を省略しても差し支えありません。
- ②使用施設が複数ある場合には、当該変更を行う使用施設の全てについて記載してください。

3. 【変更前】及び【変更後】

- ①変更する事項の変更前と変更後をそれぞれ記載してください。
- ②ただし、例えば、製品の製造ラインを増設するような場合には、変更後欄に当該追加する使用設備の構造（各設備の名称及び能力）を、I 『アルコール使用許可申請書』の記載方法について、5. 【使用設備の構造】の例にならって記載していただくこととなります。（変更前欄の記載は要しません。）
- ③逆に、例えば製品の製造ラインの一部を撤去する場合には、変更前欄に当該撤去する使用設

備に係る構造として登録済みの設備の名称及び能力を記載していただくこととなります。

- ④変更内容が「廃止」である場合には変更後欄の記載は要しません。例えば、「用途の廃止」の場合には、変更前欄に廃止する用途の用途番号及び用途名並びに使用方法整理番号を記載して下さい。「使用方法の廃止」の場合には、変更前欄に廃止する製品等に係る用途番号及び用途名並びに使用方法整理番号を記載して下さい。

4. 【変更（予定）年月日】

変更した、又は変更しようとする年月日を記載してください。

5. 【変更理由】

変更することとなった理由について、簡潔に記載してください。

6. 【添付書類】

①商号、名称又は氏名及び住所

… 届出者が個人である場合は「住民票」、法人である場合は「登記簿の謄本」
(主たる事務所の変更の場合は事後の提出でよい)

②代表者の氏名及び住所（法人の場合のみ必要。）

… 「登記簿の謄本」（主たる事務所の変更の場合は事後の提出でよい）

③法定代理人（当該事業に対し代理権を有する者に限る）の氏名、商号又は名称及び住所

… 法定代理人が個人である場合に当該法定代理人の「住民票」

④③の法定代理人が法人である場合の代表者の氏名及び住所

… 法人である法定代理人の代表者の「住民票」

⑤使用施設ごとの貯蔵設備の能力及び構造（用途及び使用方法の変更の伴わないもの）並びに計測機器、移送配管の変更

… 貯蔵設備の構造図（変更後のもの）、計測機器の名称、形式及び基数を示す書類（変更後のもの）、配管内の容積を計算した書面（変更後のもの）。